

## 令和4年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例新旧対照表

議案第13号	廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	1
議案第14号	廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例	1 1
議案第15号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	1 5
議案第16号	職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	1 7
議案第17号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	2 3
議案第18号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	2 5
議案第19号	廿日市市部設置条例の一部を改正する条例	2 7
議案第20号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3 5
議案第21号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3 7
議案第22号	廿日市市支所設置条例の一部を改正する条例	4 1
議案第23号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4 3
議案第24号	廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例	4 5
議案第25号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	5 1
議案第26号	廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	5 3
議案第27号	廿日市市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	5 5
議案第28号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	5 7
議案第29号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	6 9
議案第30号	廿日市市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例	7 1
議案第31号	廿日市市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例	7 3
議案第43号	過疎地域持続的発展計画の変更について	7 5



改正後	改正前
<p>（使用の許可）</p> <p>第3条 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、文書をもつてあらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に施設等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用を許可しないことができる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） <u>その他市長</u>が不適当と認める場合</p> <p>（使用許可の取消し）</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。ただし、これによって生じた損害に対して<u>市長</u>は、責任を負わない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 施設の管理上<u>市長</u>が必要と認めてする指示に従わないとき。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4） <u>その他市長</u>において不適当と認めるとき。</p> <p>（原状回復義務）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>市長</u>においてこれを施行し、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第8条 施設等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（使用の許可）</p> <p>第3条 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、文書をもつてあらかじめ<u>廿日市市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に施設等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（使用の不許可）</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用を許可しないことができる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） <u>その他教育委員会</u>が不適当と認める場合</p> <p>（使用許可の取消し）</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。ただし、これによって生じた損害に対して<u>教育委員会</u>は、責任を負わない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 施設の管理上<u>教育委員会</u>が必要と認めてする指示に従わないとき。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4） <u>その他教育委員会</u>において不適当と認めるとき。</p> <p>（原状回復義務）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会</u>においてこれを施行し、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第8条 施設等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>

改正後	改正前
<p>(4) 前3号のほか<u>市長</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>市長</u>は、施設等の使用者が前項の規定に違反した場合は、その行為をやめることを指示するとともに、これに従わないときは、施設等から退去を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(4) 前3号のほか<u>教育委員会</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、施設等の使用者が前項の規定に違反した場合は、その行為をやめることを指示するとともに、これに従わないときは、施設等から退去を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

※廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>（組織） 第2条（略） 2 審議会の委員は、スポーツの推進に関し識見を有する者のうちから、<u>市長</u> <u>が</u> _____ 任命する。</p> <p>（庶務） 第6条 審議会の庶務は、<u>地域振興部</u> _____ において処理する。</p> <p>（委任） 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、<u>市長</u> <u>が</u> 定める。</p>	<p>（組織） 第2条（略） 2 審議会の委員は、スポーツの推進に関し識見を有する者のうちから、<u>教育</u> <u>委員会</u>が<u>市長の意見を聴いて</u>任命する。</p> <p>（庶務） 第6条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p> <p>（委任） 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、<u>教育委員</u> <u>会</u>が定める。</p>

※廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>（使用の許可）</p> <p>第3条 吉和プールを専用して使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可をする場合において、吉和プールの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>（使用許可の制限）</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、申請者の吉和プールの使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、吉和プールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 <u>市</u>は、前項の規定により吉和プールの使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用者に損害を与えることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、吉和プールの管理に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>（使用の許可）</p> <p>第3条 吉和プールを専用して使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可をする場合において、吉和プールの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>（使用許可の制限）</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、申請者の吉和プールの使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、吉和プールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により吉和プールの使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用者に損害を与えることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、吉和プールの管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

※廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>（業務）</p> <p>第3条 体育館等は、次の業務を行う。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めた業務（使用の許可）</p> <p>第5条 体育館等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可をする場合において、体育館等の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。（使用許可の制限）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、体育館等の管理に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>（業務）</p> <p>第3条 体育館等は、次の業務を行う。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認めた業務（使用の許可）</p> <p>第5条 体育館等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可をする場合において、体育館等の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。（使用許可の制限）</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、体育館等の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

※廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 サッカー場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長_____が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（開場時間）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長_____の承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。</p> <p>（休場日）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長_____の承認を得て、前項の休場日以外の日にサッカー場の全部若しくは一部を休場し、又は同項の休場日にサッカー場の全部若しくは一部を開場することができる。</p> <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長_____に提出しなければならない。</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第12条 市長_____は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、サッカー場の運営に関して市長_____が必要と認める業務</p> <p>（事業報告書の作成及び提出）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 サッカー場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（開場時間）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。</p> <p>（休場日）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、前項の休場日以外の日にサッカー場の全部若しくは一部を休場し、又は同項の休場日にサッカー場の全部若しくは一部を開場することができる。</p> <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、サッカー場の運営に関して<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>（事業報告書の作成及び提出）</p>

改正後	改正前
<p>第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。 (業務報告の聴取等)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、サッカー場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 (指定の取消し等)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略) (委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、サッカー場の管理に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 (業務報告の聴取等)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、サッカー場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 (指定の取消し等)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略) (委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、サッカー場の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

※廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 パークゴルフ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（開場時間）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。</p> <p>（休場日）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、前項の休場日以外の日にパークゴルフ場の全部若しくは一部を休場し、又は同項の休場日にパークゴルフ場の全部若しくは一部を開場することができる。</p> <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の運営に関して<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>（事業報告書の作成及び提出）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 パークゴルフ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（開場時間）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。</p> <p>（休場日）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、前項の休場日以外の日にパークゴルフ場の全部若しくは一部を休場し、又は同項の休場日にパークゴルフ場の全部若しくは一部を開場することができる。</p> <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の運営に関して<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>（事業報告書の作成及び提出）</p>

改正後	改正前
<p>第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、パークゴルフ場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、パークゴルフ場の管理に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、パークゴルフ場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、パークゴルフ場の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

※廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の附則により改正する条例の新旧対照表



改正後			改正前		
（名称及び位置） 第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			（名称及び位置） 第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
（略）			（略）		
（削る）			廿日市市吉和市民センター		
（略）			廿日市市吉和3425番地1		
（略）			（略）		
（指定管理者による管理等） 第13条 （略） 2 （略） 3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。			（指定管理者による管理等） 第13条 （略） 2 （略） 3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		
（略）			（略）		
別表第1の2の表から13の表まで	基本使用料	基本利用料金	別表第1の2の表から14の表まで	基本使用料	基本利用料金
別表第1の14の表	基本使用料	基本利用料金	別表第1の15の表	基本使用料	基本利用料金
別表第1の14の表の備考2	使用時間	利用時間	別表第1の15の表の備考2	使用時間	利用時間
	教育委員会	指定管理者		教育委員会	指定管理者
	使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が定める利用料金		使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が定める利用料金
別表第1の15の表及び16の表	基本使用料	基本利用料金	別表第1の16の表及び17の表	基本使用料	基本利用料金
（略）			（略）		
別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料			別表第1（第10条関係） 専用して使用する場合の使用料		

改正後	改正前																																								
<p>1～13 (略) (削る)</p> <p>14 廿日市市大野市民センター (略)</p> <p>15 廿日市市大野西市民センター (略)</p> <p>16 廿日市市大野東市民センター (略)</p>	<p>1～13 (略)</p> <p>14 廿日市市吉和市民センター</p> <table border="1" data-bbox="1133 276 2103 632"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">基本使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>1日</th> </tr> <tr> <th>9時から 12時30分 まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>17時から 21時30分 まで</th> <th>9時から 17時まで</th> <th>13時から 21時30分 まで</th> <th>9時から 21時30分 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,730円</td> <td>1,980円</td> <td>2,230円</td> <td>3,970円</td> <td>4,210円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>講義室</td> <td>390円</td> <td>450円</td> <td>510円</td> <td>910円</td> <td>970円</td> <td>1,420円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>360円</td> <td>410円</td> <td>460円</td> <td>830円</td> <td>880円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。</p> <p>15 廿日市市大野市民センター (略)</p> <p>16 廿日市市大野西市民センター (略)</p> <p>17 廿日市市大野東市民センター (略)</p>	区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	大会議室	1,730円	1,980円	2,230円	3,970円	4,210円	6,200円	講義室	390円	450円	510円	910円	970円	1,420円	和室	360円	410円	460円	830円	880円	1,300円
区分	基本使用料																																								
	午前		午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																		
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで																																			
大会議室	1,730円	1,980円	2,230円	3,970円	4,210円	6,200円																																			
講義室	390円	450円	510円	910円	970円	1,420円																																			
和室	360円	410円	460円	830円	880円	1,300円																																			

※廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 地域保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（削る）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第6条関係）</p> <p><u>廿日市市佐伯保健センター</u></p> <p>（略）</p> <p>（削る）</p>	名称	位置	（略）		（削る）		<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 地域保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>廿日市市吉和保健センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>廿日市市吉和617番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 <u>廿日市市佐伯保健センター</u></p> <p>（略）</p> <p>2 <u>廿日市市吉和保健センター</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料 （1時間までごとに）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>機能回復訓練室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>栄養指導室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>使用許可時間を超過して使用する場合（市長が認める場合に限る。）における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</u></p> <p>2 <u>休館日に施設を使用する場合（市長が認める場合に限る。）における使用料の額は、使用許可時間1時間までごとに、当該使用区分に係る使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、使用許可時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</u></p> <p>3 <u>使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	名称	位置	（略）		<u>廿日市市吉和保健センター</u>	<u>廿日市市吉和617番地</u>	区分	使用料 （1時間までごとに）	<u>機能回復訓練室</u>	<u>50円</u>	<u>栄養指導室</u>	<u>70円</u>
名称	位置																		
（略）																			
（削る）																			
名称	位置																		
（略）																			
<u>廿日市市吉和保健センター</u>	<u>廿日市市吉和617番地</u>																		
区分	使用料 （1時間までごとに）																		
<u>機能回復訓練室</u>	<u>50円</u>																		
<u>栄養指導室</u>	<u>70円</u>																		

※廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例の附則により改正する条例の新旧対照表



改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人識別番号」とは、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として<u>個人情報の保護に関する法律第2条第3項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「事業者」とは、法人（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1号、第3号及び第4号</u>に掲げる個人情報</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人識別番号」とは、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「事業者」とは、法人（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(他の制度との調整等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>





改正後	改正前
<p>様式第2号（第2条関係） （消防職員）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>          </u></p> </div>	<p>様式第2号（第2条関係） （消防職員）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <u>          </u> 印</p> </div>

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 審理を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは、代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印をしなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(宣誓) 第2条 新たに委員となつた者は、市長に宣誓書_____（別記様式） を提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名                   —</p>	<p>(宣誓) 第2条 新たに委員となつた者は、市長の面前において、<u>宣誓書</u>（別記様式） に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名                   Ⓔ</p>



議案第17号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） 5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 6（略）</p>	<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） 5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 6（略）</p>

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

改正後		改正前	
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。</p>		<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。</p>	
区 分	定 数	区 分	定 数
1 市長の事務部局の職員 （社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に規定する所員を含む。）	789人	1 市長の事務部局の職員 （社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に規定する所員を含む。）	784人
2 議会の事務部局の職員	9人	2 議会の事務部局の職員	9人
3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	76人	3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	81人
4 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人	4 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人
5 監査委員の事務部局の職員	5人	5 監査委員の事務部局の職員	5人
6 農業委員会の事務部局の職員	3人	6 農業委員会の事務部局の職員	3人
7 消防機関の職員	179人	7 消防機関の職員	179人
8 水道事業の職員	26人	8 水道事業の職員	26人
合計	1,090人	合計	1,090人



改正後	改正前
<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 経営企画部 <u>地域振興部</u> <u>生活環境部</u> <u>産業部</u> <u>健康福祉部</u> 建設部</p> <p>（部の分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 （1）～（4）（略） （5）<u>情報システム</u>に関すること。 （6）・（7）（略）</p> <p>経営企画部 （1）～（6）（略）</p> <p><u>地域振興部</u> （1）<u>地域振興及び地域協働の推進</u>に関すること。 （2）<u>スポーツ</u>に関すること。</p> <p>（削る） （削る）</p> <p><u>生活環境部</u> （1）<u>環境の保全に関する行政の総合調整及び公害の防止</u>に関すること。 （2）<u>市民の生活相談及び交通安全</u>に関すること。</p>	<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 経営企画部 <u>自治振興部</u></p> <p>（新設） <u>環境産業部</u> <u>福祉保健部</u> 建設部</p> <p>（部の分掌事務）</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 （1）～（4）（略） （5）<u>情報化</u>に関すること。 （6）・（7）（略）</p> <p>経営企画部 （1）～（6）（略）</p> <p><u>自治振興部</u> （1）<u>自治振興及び地域協働の推進</u>に関すること。 （2）<u>交通安全</u>に関すること。 <u>（3）戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。</u> <u>（4）人権施策の推進及び総合調整に関すること。</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>戸籍、住民基本台帳及び印鑑</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>人権施策の推進及び総合調整</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>産業部</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>介護保険</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>建設部</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p><u>環境産業部</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>環境の保全に関する行政の総合調整及び公害の防止</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>福祉保健部</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>高齢者対策</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>社会保障</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>建設部</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p>

○廿日市市交通安全対策会議条例（昭和50年条例第36号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>生活環境部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>自治振興部</u> において処理する。

※廿日市市部設置条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

○山林委員会条例（昭和32年条例第4号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>産業部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>環境産業部</u> において処理する。

※廿日市市部設置条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

○廿日市市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例（平成23年条例第3号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>生活環境部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>環境産業部</u> において処理する。

※廿日市市部設置条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

○廿日市市保健福祉審議会条例（昭和60年条例第8号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において行う。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部</u> において行う。

※廿日市市部設置条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

○廿日市市予防接種健康被害調査委員会条例（平成15年条例第53号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉保健部</u> において処理する。

※廿日市市部設置条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表



議案第20号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給与の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の215</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (削る)</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u> イ・ウ (略)</p> <p>（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u> イ・ウ (略)</p> <p>（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 <u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかった</u></p>

改正後	改正前
<p>事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければならないその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することのできなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年の経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければならないその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____</p> <p>_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することのできなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと_____</p> <p>_____その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する_____非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非</p>

改正後	改正前
<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第19条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第20条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>常勤職員</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>



議案第22号

廿日市市支所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市支所設置条例（平成15年条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
廿日市市吉和支所	廿日市市吉和1886番地 <u>1</u>	吉和	廿日市市吉和支所	廿日市市吉和3425番地 <u>1</u>	吉和
(略)			(略)		
(略)			(略)		



議案第23号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の12.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>





改正後		改正前
<p>第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合には、センターを利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。</p> <p>3 第5条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>		
第5条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第7条及び第8条	使用	利用
	市長	指定管理者
第9条第1項	使用	利用
	同表に定める使用料	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
第9条第2項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
	使用	利用
第9条第3項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第9条第4項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第10条第1項	市長	指定管理者
	使用者	利用者
	使用	利用
第10条第2項	使用	利用

改正後			改正前		
	使用者	利用者			
別表の1の(1) の表	使用料	利用料金			
別表の1の(1) の表の備考1	使用者	利用者			
	使用	利用			
	使用料	利用料金			
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金			
別表の1の(1) の表の備考2	使用許可時間	利用許可時間			
	使用時間	利用時間			
	使用	利用			
	使用料	利用料金			
	超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る使用料	超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあつては、午前の区分）に係る利用料金の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金			
別表の1の(1) の表の備考3	使用料	利用料金			
別表の1の(2) の表	使用料	利用料金			
別表の1の(2) の表の備考1	使用面積	利用面積			
別表の1の(2) の表の備考2	使用者	利用者			
	使用	利用			
	使用期間	利用期間			
	使用料	利用料金			
別表の1の(2) の表の備考3	使用料	利用料金			
別表の2の表	使用料	利用料金			

改正後	改正前
<p><u>(指定管理者の指定の申請)</u>  第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	(新設)
<p><u>(指定管理者の指定)</u>  第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係るセンターの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>事業計画書の内容が、センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p>(3) <u>事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、センター設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</u></p>	(新設)
<p><u>(指定管理者が行う業務)</u>  第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第4条各号に掲げる事業</u></p> <p>(2) <u>センターの利用の許可に関する業務</u></p> <p>(3) <u>利用料金の徴収に関する業務</u></p> <p>(4) <u>センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認める業務</u></p>	(新設)
<p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u>  第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	(新設)
<p><u>(業務報告の聴取等)</u>  第16条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定</p>	(新設)

改正後		改正前									
<p>期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第17条 市長は、指定管理者が第15条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p>1 市民活動センター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体事務室</p>		<p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p>1 市民活動センター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体事務室</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		単位	使用料の額	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		単位	使用料の額	(略)	
単位	使用料の額										
(略)											
単位	使用料の額										
(略)											
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 使用者が月の中途において新たに使用を開始し、又は月の中途において使用を終了し、若しくは第10条第1項の規定により使用の許可を取り消された場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割によって計算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 使用者が月の中途において新たに使用を開始し、又は月の中途において使用を終了し、若しくは第8条第1項の規定により使用の許可を取り消された場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、日割によって計算する。</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p>									



議案第25号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和37年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
(削る)		<u>川末墓地</u>	<u>廿日市市原256番地5</u>
		<u>中小路墓地</u>	<u>廿日市市原301番地3</u>
(略)		(略)	



廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

○廿日市市火葬場設置及び管理条例（昭和42年条例第28号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前						
<p><u>（設置）</u> 第2条 本市は、火葬場を廿日市市宮内3993番地に設置し、その名称は<u>廿日市市火葬場霊峯苑</u>とする。</p> <p><u>（業務）</u> 第3条 火葬場 _____ においては、次に掲げる業務を行う。 (1) 死体の火葬に関する事。 (2) 手術肢体、胎盤及び産汚物類の焼却に関する事。 (3) 死体の一時保管に関する事。 (4) 小動物死体(犬、ねこ又はこれと同等大以下の動物の死体をいう。)の火葬に関する事。 <u>（削る）</u></p> <p><u>（使用許可）</u> 第6条 (略) 2 前項の火葬場の使用許可は、<u>第3条各号</u> _____ における死亡者等事件本人（<u>同条第4号</u> _____ においては飼育者）が市の区域内に住所を有する場合に限り許可するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p><u>（設置）</u> 第2条 本市に火葬場を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 389 2110 512"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廿日市市火葬場霊峯苑</td> <td>廿日市市宮内3993番地</td> </tr> <tr> <td>廿日市市火葬場西浄苑</td> <td>廿日市市吉和453番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（業務）</u> 第3条 廿日市市火葬場霊峯苑においては、次に掲げる業務を行う。 (1) 死体の火葬に関する事。 (2) 手術肢体、胎盤及び産汚物類の焼却に関する事。 (3) 死体の一時保管に関する事。 (4) 小動物死体(犬、ねこ又はこれと同等大以下の動物の死体をいう。)の火葬に関する事。 <u>2 廿日市市火葬場西浄苑においては、次に掲げる業務を行う。</u> <u>（1）死体の火葬に関する事。</u> <u>（2）手術肢体、胎盤及び産汚物類の焼却に関する事。</u></p> <p><u>（使用許可）</u> 第6条 (略) 2 前項の火葬場の使用許可は、<u>第3条第1項各号及び第2項各号</u>における死亡者等事件本人（<u>同条第1項第4号</u> _____ においては飼育者）が市の区域内に住所を有する場合に限り許可するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	名称	位置	廿日市市火葬場霊峯苑	廿日市市宮内3993番地	廿日市市火葬場西浄苑	廿日市市吉和453番地2
名称	位置						
廿日市市火葬場霊峯苑	廿日市市宮内3993番地						
廿日市市火葬場西浄苑	廿日市市吉和453番地2						



議案第27号

廿日市市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市福祉事務所設置条例（昭和63年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 廿日市市福祉事務所</p> <p>位置 <u>廿日市市新宮一丁目13番1号</u></p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 廿日市市福祉事務所</p> <p>位置 <u>廿日市市下平良一丁目11番1号</u></p>





改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,300円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,950円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,600円</u>とする。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第19条第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第7</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,200円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,800円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,400円</u>とする。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額(第19条____の規定による減額が行われた場合には、同条____の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第7</p>

改正後	改正前
<p>03条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2万20円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万6,310円</p> <p>（イ） 特定世帯 8,155円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 1万2,233円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,210円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,310円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,465円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税</p>	<p>03条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る _____ 被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2万20円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る _____ 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万6,310円</p> <p>（イ） 特定世帯 8,155円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 1万2,233円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,790円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,480円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,240円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,360円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税</p>

改正後	改正前
<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,420円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,710円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万4,300円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,650円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,825円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 8,738円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,150円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,650円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,475円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,300円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,580円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,710円</p> <p>(2) 法第703条の5_____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万4,300円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,650円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,825円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 8,738円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,850円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,600円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,400円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について</p>

改正後	改正前
<p>2,650円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,720円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,660円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,330円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,495円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,060円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,320円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>660円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>990円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,120円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円</p> <p><u>2</u> 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最</p>	<p>2,650円</p> <p>(3) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,720円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,660円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,330円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 3,495円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,940円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,280円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>640円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>960円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,880円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,290円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,150円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,440円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,300円</p> <p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,545円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,575円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,120円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,150円</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の 規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号 中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法</p>

改正後	改正前
<p>第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) <u>及び</u>とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第19条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</u></p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第</p>	<p>第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) _____」とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第19条</u>の規定の適用については、<u>同条中「法第703条の5 _____」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5 _____に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条 _____</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第19条 _____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</u></p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条 _____</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第</p>

改正後	改正前
<p>1 項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第19条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第19条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第19条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び</p>	<p>1 項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第19条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第19条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び<u>第19条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第19条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び</p>

改正後	改正前
<p>山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合</p>	<p>山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合</p>

改正後	改正前
<p>計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、</p>	<p>計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、</p>

改正後	改正前
<p>配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>



議案第 29 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成20年条例第3号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(開発行為の許可の対象として指定する区域)</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域(政令第29条の9各号に掲げる区域(市長が別に定める区域を除く。以下同じ。))を除く。)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第4条 法第34条第12号の規定により条例で区域(政令第29条の9各号に掲げる区域を除く。)、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、市街化調整区域_____で行う土地の面積が1,000平方メートル未満の開発行為であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号八の規定により条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第5条 政令第36条第1項第3号八の規定により条例で区域(政令第29条の9各号に掲げる区域を除く。)、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域_____で行う敷地の面積が1,000平方メートル未満の建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p>	<p>(開発行為の許可の対象として指定する区域)</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域(政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域_____を除く。))とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第4条 法第34条第12号の規定により条例で区域_____、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、市街化調整区域のうち政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域以外の区域で行う土地の面積が1,000平方メートル未満の開発行為であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号八の規定により条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第5条 政令第36条第1項第3号八の規定により条例で区域_____、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域のうち政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域以外の区域で行う敷地の面積が1,000平方メートル未満の建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p>



議案第30号

廿日市市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市歴史民俗資料館条例（平成15年条例第76号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
佐伯歴史民俗資料館	廿日市市玖島4368番地	佐伯歴史民俗資料館	廿日市市玖島4368番地
吉和歴史民俗資料館	廿日市市吉和1886番地 <u>1</u>	吉和歴史民俗資料館	廿日市市吉和3523番地 <u>1</u>
宮島歴史民俗資料館	廿日市市宮島町57番地	宮島歴史民俗資料館	廿日市市宮島町57番地



議案第31号

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前																								
<p>（服務規律）</p> <p>第9条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>（報酬）</p> <p>第13条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p>2 団員には、別表第1のとおり<u>年額報酬</u>を支給する。</p> <p>3 <u>前項の場合において、年度中途</u>における任用、退職、昇任等については、月割りをもつて算定した額を支給する。この場合、任用及び昇任については、発令した日の属する月からとし、退職、降任、停職及び免職については、発令した日の属する月分までとし、それぞれの階級に応じて支給する。</p> <p>4 <u>団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める出勤報酬を支給する。</u></p> <p>（費用弁償）</p> <p>（削る）</p> <p>第14条 _____ 団員が公務のため旅行する場合においては、職員の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）を準用して支給する。</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>年額報酬</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階級</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: right;">50,500円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: right;">45,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td style="text-align: right;">39,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td style="text-align: right;">37,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	金額	（略）		分団長	50,500円	副分団長	45,500円	部長	39,000円	班長	37,000円	<p>（服務規律）</p> <p>第9条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、<u>水火災その他の災害</u> _____ の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>（報酬）</p> <p>（新設）</p> <p>第13条 団員には、別表第1のとおり<u>報酬</u> _____ を支給する。</p> <p>2 <u>年度中途</u> _____ における任用、退職、昇任等については、月割りをもつて算定した額を支給する。この場合、任用及び昇任については、発令した日の属する月からとし、退職、降任、停職及び免職については、発令した日の属する月分までとし、それぞれの階級に応じて支給する。</p> <p>（新設）</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第14条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き</u> 団員が公務のため旅行する場合においては、職員の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）を準用して支給する。</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>年報酬</u> _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階級</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: right;">49,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: right;">41,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td style="text-align: right;">33,500円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td style="text-align: right;">31,500円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	金額	（略）		分団長	49,000円	副分団長	41,500円	部長	33,500円	班長	31,500円
階級	金額																								
（略）																									
分団長	50,500円																								
副分団長	45,500円																								
部長	39,000円																								
班長	37,000円																								
階級	金額																								
（略）																									
分団長	49,000円																								
副分団長	41,500円																								
部長	33,500円																								
班長	31,500円																								

改正後		改正前	
団員	36,500円 (機能別団員にあつては、14,000円)	団員	26,000円 (機能別団員にあつては、10,000円)
別表第2 (第13条関係) 出動報酬		別表第2 (第14条関係) 費用弁償	
区分	単位	金額	摘要
災害の場合	1日	8,000円	ただし、1日当たりの職務に従事する時間が4時間以下の場合は、4,000円とする。
警戒、訓練等の場合	1日	3,500円	ただし、廿日市市域外において職務に従事する場合は、7,000円とする。
区分	単位	金額	摘要
出動手当	1回	3,000円	ただし、4時間を超える場合は4時間ごとに同金額を支給する。
警戒手当	〃	2,800円	〃
訓練手当	〃	2,800円	ただし、廿日市市域外において訓練する場合は倍額支給する。
技術手当	〃	200円	ただし、小型動力ポンプ及び積載車は各100円とする。
賄手当	1食	1,000円	
船賃	1回	職員の旅費に関する条例第13条に定める船賃の額	

過疎地域持続的発展計画の変更について 新旧対照表

過疎地域持続的発展計画（令和3年9月）

（下線の部分は改正部分）

変更後					変更前																																																								
<p><b>9 教育の振興</b>  <b>(2) その対策</b>  <b>ア 学校教育</b>                      (略)                      (略)                      (略)                      (略)                      (略)                      (略)                      快適な教育環境を確保するため、<u>小中学校に空調設備を整備するとともに、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行います。</u>  <b>イ (略)</b></p>					<p><b>9 教育の振興</b>  <b>(2) その対策</b>  <b>ア 学校教育</b>                      (略)                      (略)                      (略)                      (略)                      (略)                      (略)                      快適な教育環境を確保するため_____、                      _____、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行います。  <b>イ (略)</b></p>																																																								
<p><b>(3) 計画（令和3年度～令和7年度）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">8 教育 の振興</td> <td>(1)学校教育関連施設 校舎</td> <td>小中学校特別教室空調設備整備事業</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)集会施設、体育施設等 集会施設</td> <td>吉和支所複合施設整備事業</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災FAX等整備事業</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育施設</td> <td>体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)過疎地域持続的 発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	8 教育 の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業	廿日市市		(3)集会施設、体育施設等 集会施設	吉和支所複合施設整備事業	廿日市市		防災FAX等整備事業	廿日市市		体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市		(4)過疎地域持続的 発展特別事業					<p><b>(3) 計画（令和3年度～令和7年度）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施策区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">8 教育 の振興</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)集会施設、体育施設等 集会施設</td> <td>吉和支所複合施設整備事業</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災FAX等整備事業</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育施設</td> <td>体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)</td> <td>廿日市市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)過疎地域持続的 発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	8 教育 の振興	(新設)				(3)集会施設、体育施設等 集会施設	吉和支所複合施設整備事業	廿日市市		防災FAX等整備事業	廿日市市		体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市		(4)過疎地域持続的 発展特別事業				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																									
8 教育 の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業	廿日市市																																																										
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	吉和支所複合施設整備事業	廿日市市																																																										
		防災FAX等整備事業	廿日市市																																																										
	体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市																																																										
(4)過疎地域持続的 発展特別事業																																																													
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																									
8 教育 の振興	(新設)																																																												
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	吉和支所複合施設整備事業	廿日市市																																																										
		防災FAX等整備事業	廿日市市																																																										
	体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市																																																										
(4)過疎地域持続的 発展特別事業																																																													

変更後				変更前			
	義務教育	学校教育振興一般事業 ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習を充実させる。 ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行う。	廿日市市		義務教育	学校教育振興一般事業 ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習を充実させる。 ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行う。	廿日市市
		国際理解教育事業 ALT（外国語指導助手）を全幼・小・中学校に配置する。	廿日市市			国際理解教育事業 ALT（外国語指導助手）を全幼・小・中学校に配置する。	廿日市市
		小学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市			小学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市
		中学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市			中学校ICT活用教育推進事業 ICT機器の整備を継続する。また、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市
		地域学校協働活動事業 地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行う。	廿日市市			地域学校協働活動事業 地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行う。	廿日市市
	生涯学習・スポーツ	図書館活動事業 移動図書館車を運行する。	廿日市市	生涯学習・スポーツ	図書館活動事業 移動図書館車を運行する。	廿日市市	